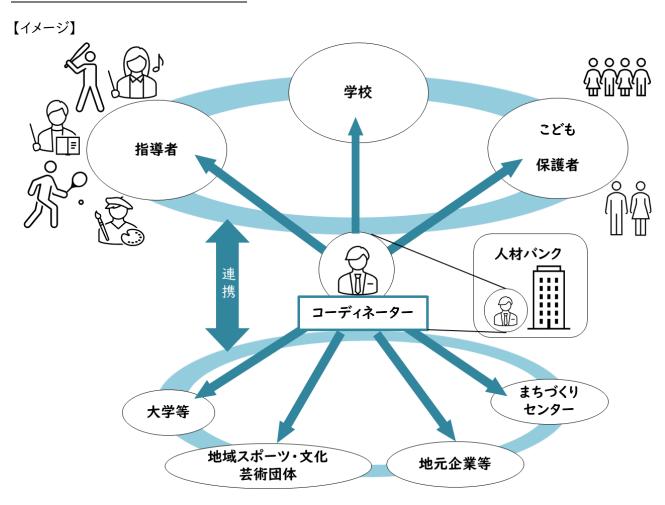
コーディネーター等について

Ⅰ 部活動コーディネーターについて



【考えられるコーディネーターの役割(例)】

- ① 合同部活動のペアリング等推進に向けた連絡・調整
- ② ペアリングした指導者間の連絡・調整(活動場所、スケジュール等)
- ③ 学校、指導者、こども・保護者の3者間のトラブル等の仲介
- ④ 指導の実態を見学・助言
- ⑤ 指導者の指導状況などについて学校管理職との情報共有
- ⑥ 各学校、部活動振興会、こども・保護者等への説明、周知依頼への協力
- ⑦ 指導者への研修、異動、解雇等について人材バンクの事務局との連携
- ⑧ 指導希望者への学校管理職と連携して面接、資質の確認等の実施
- ⑨ 大学、地域指導者説明会等へ出向いての勧誘、調整
- ⑩ 地域のスポーツ・文化芸術団体等の情報収集
- (1) まちづくりセンター等との連携・協力
- ② 地元企業等との連携・協力

2 国及び熊本県の制度について

(1)スポーツ庁 概算要求資料より抜粋

- ①コーディネーター配置支援等体制整備 (補助割合: 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1
- ・都道府県・市区町村において、関係者との連絡調整・指導助言等を行う総括コーディネーターの配置や協議会の設置等の体制を構築する。
- ・地域スポーツクラブ活動/文化倶楽部活動の運営団体・実施主体と中学校との連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行うコーディネーターを配置する。
- (2)「熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画」より抜粋
 - ウ 総括コーディネーター及び活動コーディネーターの配置

市町村は、必要に応じて総括コーディネーター又は活動コーディネーター、あるいはその両方を配置し、地域の 実情に応じたスポーツ環境の整備・充実にむけた取組を推進する。

<総括コーディネーターの役割>

- ◆市町村事務局の設置・運営に係る業務を行う。
- ◆市町村の協議会や委員会等(検討主体)の設置·運営に係る業務を行う。
- ◆市町村の新たな指導者発掘や研修等に係る業務を行う。(本市:⑦、⑨、⑩)
- ◆ガバナンス体制の構築や広報活動に係る業務を行う。(本市:⑨、①、②)
- ◆県が発出する情報や調査に係る業務を行う。
- ◆県の連絡協議会等に参加し、情報提供等に係る業務を行う。
- ◆国の委託事業や補助事業等への申請·報告に係る業務を行う。

<活動コーディネーターの役割>

- ◆市町村の実情に応じた活動体制(運営 団体/実施 主体等)の整備に係る業務を行う。(本市:②、④)
- ◆中学校(平日の活動や地域の関係機関(休日の活動)との連絡・調整に係る業務を行う。(本市:⑤)
- ◆活動場所の調整及び活動計画·活動報告等に係る業務を行う。(本市:②、④、⑤)
- ◆活動に関する生徒・保護者や指導者への連絡システムの構築等に係る業務を行う。(本市:②、③、⑥)
- ◆会費納入や指導者謝礼等に係る業務を行う。

3 現状における部活動指導者における役割分担について

- ·教職員
- ·部活動指導員
- ·外部指導者

業務内容	教職員	部活動指導員	外部指導者
実技指導	0	0	0
安全・障害予防に関する知識・技能の指導	0	0	Δ
学校外での活動(大会・練習試合)の引率	0	0	Δ
用具・施設の点検・管理	0	0	×
部活動の管理運営(会計管理等)	0	0	×
保護者等への連絡	0	0	Δ
年間・月間指導計画の作成	0	0	×
生徒指導に係る対応	0	0	×
事故が発生した場合の現場対応	0	0	Δ
教育委員会等が開催する研修の受講	0	0	Δ

4 参考資料

○熊本市 部活動指針より

4 指導者

(1)顧問

各部の顧問は、教員および部活動指導員をもって充てる。部活動指導員のみを顧問とする場合は、校内の連絡調整及び指導計画等の作成を支援する教職員等を担当に充てる。

※部活動指導員とは、必要な研修を受けた市教委が雇用する非常勤職員で、中学校のみの配置とする。 (2)外部指導者

教員・部活動指導員以外に指導者を求める場合には、教育に対しての理解と指導者としての資質を備えた人を校長が外部指導者として委嘱する。委嘱に際して、部活動への理解や熊本市部活動の指針、学校の指導方針、練習日や時間、委嘱期間等の確認を行う。さらに、学校は、委嘱した指導者に教育委員会等主催の研修会を受講させるよう努める。中学校における外部指導者は学校教育への理解、熊本市部活動の指針や学校の規約等の遵守を条件とし、校長が認めた活動において単独の指導・引率を可能とする。

○部活動指導員の役割(スポーツ庁資料より)



